

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山県市は、介護保険法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山県市長

公表日

令和6年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	介護保険法に関する事務	
②事務の概要	介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。 介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①被保険者に係る申請等（申請、届出又は申出）の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 ②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給 ④要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査 ⑤介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 ⑦居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑨保険給付の支払の一時差止め ⑩被保険者の資格記録の管理（伝送通信ソフト使用業務） ⑪被保険者の受給者及び給付実績の管理（伝送ソフト使用業務） ⑫保険者事務共同処理（高額医療合算介護（予防）サービス費事務（伝送ソフト使用業務） なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ※⑫について、国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託して事務を実施しマイナンバーが記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供する。	
③システムの名称	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー、介護認定審査会システム、伝送通信ソフト（国保連合会）	
2. 特定個人情報ファイル名		
介護保険被保険者ファイル、介護保険受給者ファイル、統合宛名ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番68	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二項番93、94、95	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康介護課	
②所属長の役職名	健康介護課長	
6. 他の評価実施機関		
なし		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	山県市総務課 岐阜県山県市高木1000番地1 0581-22-2111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	山県市総務課 岐阜県山県市高木1000番地1 0581-22-2111	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I 1②	【略】 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	【略】 ⑩被保険者の資格記録の管理(伝送通信ソフト使用業務) ⑪被保険者の受給者及び給付実績の管理(伝送ソフト使用業務) ⑫保険者事務共同処理(高額医療合算介護(予防)サービス費事務(伝送ソフト使用業務)) なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ※⑫について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しマイナンバーが記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供する。	事後	厚生労働省から国保連合会に委託している事務に係る特定個人情報保護評価についての指針が示されたため
平成29年6月1日	I 1③	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、統合宛名システム、中間サーバー、介護認定審査会システム、伝送通信ソフト(国保連合会)	事後	厚生労働省から国保連合会に委託している事務に係る特定個人情報保護評価についての指針が示されたため
平成29年6月1日	II 1いつの時点の計算か	平成27年1月27日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年6月1日	II 2いつの時点の計算か	平成27年1月27日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成30年7月9日	II ①いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成30年7月9日	II ②いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
令和1年6月18日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康介護課長 藤田弘子	健康介護課長	事後	
令和1年6月18日	II ①いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月18日	II ②いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月18日	IVリスク対策	なし	追加	事後	
令和2年6月8日	II ①いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年6月8日	II ②いつ時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	II ①いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年6月24日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和4年6月10日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年6月10日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	